

アニマルライツセンター会員規則

第1条(目的)

この規約は、特定非営利活動法人アニマルライツセンター定款第7条の規定により設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条(禁止行為)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

1. 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
2. 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
3. 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
4. 当法人の許可のない、営利目的またはその準備を目的として行う営業活動、他団体への寄付活動、または宣伝活動
5. 特定の宗教への勧誘活動を行う行為
6. 差別行為
7. 動物を貶め、又は虐げる行為および言動
8. その他、不適切と判断されるすべての行為。

第3条(会員資格の喪失)

定款に定めるもの以外に、以下に該当した場合、除名することができる。

1. 禁止行為を行った場合
2. 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした場合
3. 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をした場合
4. 会員が各号に該当する場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. その他前各号に準じる者

第4条(その他)

会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。
本規約は予告なく変更されることがある。

附則

1. この規則は、2017年8月18日より施行する。